

## (1-1) 法人実効税率の引下げ

(法人税・法人住民税・法人事業税)

拡充

- 法人税については、平成29年度にかけて段階的に財源が確保されることとなるが、経済の好循環の実現を力強く後押しするため、平成27年度から税率引下げを先行させる。
- 大法人向けの法人事業税所得割については、外形標準課税の拡大にあわせて、標準税率を引き下げる。
- これらにより、国・地方を通じた法人実効税率(現行:34.62%(標準税率ベース))は、平成27年度に**32.11% (▲2.51%)**、平成28年度に**31.33% (▲3.29%)**となる。
- なお、第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の**更なる上乗せを図る**。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。

### 改正概要

	現行	平成27年度	平成28年度
国の法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
(参考)大法人向け法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
(参考)国・地方の法人実効税率 <標準税率ベース※>	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は**35.64%**。